



スカパーJSAT

SAD-b3-25-001

Starlink Businessサービス 料金表

第3版
(令和7年4月)

スカパーJSAT株式会社

Starlink Businessサービス料金表 目次

通 則	1
1 料金の適用	1
2 料金表の変更	1
3 料金の計算方法	1
4 消費税相当額の加算	1
5 料金の減免	1
6 月額料金の日割	1
7 端数処理	2
8 料金等の支払期日	2
第1表 定額利用料	3
1 適用	3
2 定額利用料の額	4
第2表 基本サポート料	5
1 適用	5
2 基本サポート料の額	5
第3表 一時金	6
1 適用	6
2 料金額	7
附 則	8

通 則

1 料金の適用

当社は、Starlink Businessサービスに係る料金を、このStarlink Businessサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、利用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月(世界標準時に基づく。)に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

- (1) Starlink Businessサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
 - ア 約款第24条(基本サポート料の支払義務)
 - イ 約款第25条(一時金の支払義務)

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その定額サービス利用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき定額サービス利用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日にサービス利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の初日以外の日に料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
 - ウ 料金表第1表(定額利用料)の種別又は品目の変更があったとき(この場合において、変更後の月額料金(ただし、増額となる場合に限りです。))は、当該変更があったその日から適用します。))。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 定額利用料	サービス利用開始日が属する月から毎月、当月分を翌月末
2 基本サポート料	サービス利用開始日が属する月から毎月、当月分を翌月末
3 一時金	サービス利用開始日が属する月の翌月末
4 作業料	実施日が属する月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。
- (6) 当社は、当社が必要と認めた場合は、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

第1表 定額利用料

1 適用

当社はStarlink Businessサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別及び品目を定めます。

種別	品目	プラン内容
国内 プラン	50GB	Starlink Businessサービス利用契約者回線との月間累積データ通信量が50GBまでの場合、Starlinkサービス運営会社が提供する居住者向けデータより優先して利用可能で、当該データ通信量が50GBを超えた場合に通信速度が低下するもの。
	1TB	Starlink Businessサービス利用契約者回線との月間累積データ通信量が1TBまでの場合、Starlinkサービス運営会社が提供する居住者向けデータより優先して利用可能で、当該データ通信量が1TBを超えた場合に通信速度が低下するもの。
	2TB	Starlink Businessサービス利用契約者回線との月間累積データ通信量が2TBまでの場合、Starlinkサービス運営会社が提供する居住者向けデータより優先して利用可能で、当該データ通信量が2TBを超えた場合に通信速度が低下するもの。
	6TB	Starlink Businessサービス利用契約者回線との月間累積データ通信量が6TBまでの場合、Starlinkサービス運営会社が提供する居住者向けデータより優先して利用可能で、当該データ通信量が6TBを超えた場合に通信速度が低下するもの。
グローバル プラン及び グローバル シェアリング プラン	50GB	Starlink Businessサービス利用契約者回線との月間累積データ通信量が50GBまでの場合、Starlinkサービス運営会社が提供する居住者向けデータより優先して利用可能で、当該データ通信量が50GBを超えた場合に通信速度が低下するもの。
	1TB	Starlink Businessサービス利用契約者回線との月間累積データ通信量が1TBまでの場合、Starlinkサービス運営会社が提供する居住者向けデータより優先して利用可能で、当該データ通信量が1TBを超えた場合に通信速度が低下するもの。
	5TB	Starlink Businessサービス利用契約者回線との月間累積データ通信量が5TBまでの場合、Starlinkサービス運営会社が提供する居住者向けデータより優先して利用可能で、当該データ通信量が5TBを超えた場合に通信速度が低下するもの。
1 データ通信量は、Starlinkサービス運営会社の計算方法により算出されます。		

2 定額利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	月額サービス利用料
国内プラン	50GB	当社が定める料金額
	1TB	当社が定める料金額
	2TB	当社が定める料金額
	6TB	当社が定める料金額
グローバルプラン	50GB	当社が定める料金額
	1TB	当社が定める料金額
	5TB	当社が定める料金額
グローバルシェアリングプラン	50GB	当社が定める料金額
	1TB	当社が定める料金額
	5TB	当社が定める料金額

第2表 基本サポート料

1 適用

基本サポート料の適用については、約款第24条(基本サポート料の支払義務)に定めるところによります。

2 基本サポート料の額

(1) 種別が国内プラン又はグローバルプランに係るもの

月額(単位:円)

区分	単位	料金額
基本サポート料	一の契約毎	30,000

(2) 種別がグローバルシェアリングプランに係るもの

月額(単位:円)

区分	単位	料金額
基本サポート料	一の契約毎	50,000

第3表 一時金

1 適用

一時金の適用については、約款第25条(一時金の支払義務)に定めるところによります。

区 分	内 容
(1) 初期登録料の適用	ア 利用契約者は、Starlink Businessサービスを利用開始するとき、利用の開始に係る一時金を支払うものとします。 イ 上記アにおいて、当社がStarlink Businessサービス申込手続き着手前にその利用契約の解除又はその申込みの請求の取り消し(以下本項において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその申込み手続きに関する費用が支払われているときは、当社は、その申込み手続きに関する費用を返還します。 ウ 利用契約者は、当社がStarlink Businessサービス申込手続きの着手後に解除等があったときは、利用の開始に係る一時金の支払いを要します。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
(2) 端末代金等(国内管理・配送料込)の適用	ア 利用契約者は、利用契約者がStarlinkキットの購入を要する場合に、Starlinkキットの代金及び当社が行ったStarlinkキットの輸入手続き等に要する費用(端末代金等)を支払うものとします。 イ 上記アにおいて、Starlink Businessサービス申込手続き着手前にその利用契約の解除又はその申込みの請求の取り消し(以下本項において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその申込み手続きに関する費用が支払われているときは、当社は、その申込み手続きに関する費用を返還します。 ウ 利用契約者は、Starlink Businessサービス申込手続きの着手後に解除等があったときは、利用の開始に係る一時金の支払いを要します。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
(3) オプション品の料金の適用	ア 当社は利用契約者の請求に基づき、別に定めるオプション品を提供します。 イ オプション品の料金その他の提供条件は別に定めるところによります。
(4) 変更登録料の適用	ア 利用契約者は、Starlink Businessサービスの種別又は品目の変更を行う場合、変更登録料を支払うものとします。 イ 上記アにおいて、当社がStarlink Businessサービスの種別又は品目の変更手続きに係る着手前にその利用契約の解除又はその変更の請求の取り消し(以下本区分において

	「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその変更手続きに関する費用が支払われているときは、当社は、その変更手続きに関する費用を返還します。 ウ 利用契約者は、当社がプラン変更手続きに係る申込手続きの着手後に解除等があったときは、変更契約料の支払いを要します。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
--	---

2 料金額

(単位：円)

区 分	単 位	一時金の額
ア 初期登録料	1利用契約者回線ごとに	12,000
イ 端末代金等 (国内管理・配送料込)	1Starlinkキットごとに	392,500
ウ 変更登録料	1のプラン変更ごとに	12,000

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和5年12月21日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、令和6年10月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、令和7年4月1日より実施します。

(利用契約に関する経過措置)

第2条 この改定規定実施の際、現に令和6年10月1日実施の改定規定により当社が提供している次表の種類のプランに係る利用契約は、料金表第1表第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和7年4月30日まで継続され、次表の料金が適用されるものとします。

(1)定額利用料の額

月額（単位:円）

種別	品目	月額サービス利用料
陸上固定	40GB	9,800
	1TB	32,000
	2TB	63,000
	6TB	189,000
陸上移設	50GB	37,000
	1TB	145,000
	5TB	725,000
海上移動	50GB	37,000
	1TB	145,000
	5TB	725,000

(2)基本サポート料の額

ア (1)の種別が陸上固定又は陸上移設に係るもの

月額(単位:円)

区分	単位	料金額
基本サポート料	一の契約毎	30,000

イ (1)の種別が海上移動に係るもの

月額(単位:円)

区分	単位	料金額
基本サポート料	一の契約毎	40,000

2 この改定規定実施の際、現に令和6年10月1日実施の改定規定により当社が提供している次表左欄の種類のサービスに係る利用契約は、令和7年5月1日に次表右欄の種類のサービスに係る利用契約に移行したものとし、次表の料金が適用されるものとします。

定額利用料の額

月額（単位:円）

移行前			移行後		
種別	品目	月額サービス利用料	種別	品目	月額サービス利用料
陸上固定	40GB	9,800	国内プラン	50GB	当社が定める料金額
	1TB	32,000		1TB	当社が定める料金額
	2TB	63,000		2TB	当社が定める料金額
	6TB	189,000		6TB	当社が定める料金額
陸上移設	50GB	37,000		50GB	当社が定める料金額
	1TB	145,000		1TB	当社が定める料金額
	5TB	725,000		6TB	当社が定める料金額
海上移動	50GB	37,000	グローバルプラン	50GB	当社が定める料金額
	1TB	145,000		1TB	当社が定める料金額
	5TB	725,000		5TB	当社が定める料金額

資料名 Starlink Businessサービス料金表

資料番号 SAD-b3-25-001

令和 5年 12月 21日 第1版
令和 6年 10月 1日 第2版
令和 7年 4月 1日 第3版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
(宇宙事業部門代表)
